

1. 件名：日本原燃（株）MOX燃料加工施設の使用前確認申請書に関する面談

2. 日時：令和4年9月26日（月） 13時30分～14時5分

3. 場所：原子力規制庁2階会議室（TV会議システムを利用）

4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部 検査グループ 専門検査部門

早川上席原子力専門検査官、舘内上席原子力専門検査官、

関主任原子力専門検査官、清水原子力専門検査官

宮本検査技術専門職

日本原燃（株）

燃料製造事業部

品質保証部 部長 他5名

5. 要旨

○日本原燃（株）（以下「原燃」という。）から、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「原子炉等規制法」という。）第16条の3第3項の規定により、使用前事業者検査の確認を受けるための申請が令和4年9月21日付けで提出されたことから、その内容について説明を受けた。

○原子力規制庁から以下のコメントを伝えた。

- ・設計及び工事の計画の認可申請が原子炉等規制法第16条の2第1項と第2項に分かれて申請されることに対する使用前事業者検査の確認を受けるための申請方法について、原燃としての考えを整理すること。
- ・核燃料物質の加工の事業に関する規則第3条の4の2第1項第2号の機能及び性能を確認する使用前事業者検査に関する加工施設としての最後の性能検査の実施について、原燃としての考えを整理すること。
- ・旧原子炉等規制法に基づき提出された使用前検査申請を取下げの際には、原子炉等規制法第16条の2第2項に係る最後の申請対象設備に対する設計及び工事の計画が認可された後に使用前確認申請の変更と同時に提出を検討すること。
- ・使用前事業者検査が令和4年10月から開始される工程となっていることから、原子力規制検査を検討するため速やかに詳細な検査工程の情報提供をすること。

○原燃から了解した旨の回答があった。

6. その他

配付資料 なし

以上